

王念孫『素問新語易林合韻譜』と 錢超塵『素問合韻譜』

林 克

大東文化大学文学部

受付：平成20年9月8日／受理：平成21年1月9日

要旨：清朝考証学は中国古典の字句の正しい解釈に多大な貢献をしたが、その主要な対象である経書以外の分野における成果は少ない。従って、偉大な清朝考証学者、王念孫が著した『素問新語易林合韻譜』は『素問』の研究に極めて貴重な文献である。その書は現在でも出版されていないが、その中の『素問』に関連する部分だけは錢超塵『内経語言研究』によって公表された。筆者は昨年、北京大学図書館で『素問新語易林合韻譜』の調査を行い、調査で得られた『素問新語易林合韻譜』の合韻韻目を本稿に記載した。同じく得られた「素問合韻譜」を錢氏の著作と対比し、両者の相違点を明らかにすると共に、相違の理由を考察した。

キーワード：王念孫、音韻、素問、合韻譜、錢超塵

はじめに

中国伝統医学の正確な理解のためには、関連文献の正確な訓詁が必要であることは言を俟たない。古典文献の正確な訓詁に文字・音韻の学が不可欠であることを明らかにしたのは清朝考証学であるが、清朝考証学者の主要な関心は聖人の言行録、即ち経書であった。従って、経学以外の分野に対する業績は多くはない。清朝考証学の頂点に立つ戴段二王の一人、王念孫に『素問』の音韻を扱う著作があったことは、中国伝統医学にとって幸いなことである。その著作とは北京大学図書館蔵の王念孫手稿本『素問新語易林合韻譜』である。この書に初めて言及したのは陸宗達「王石隴先生韻譜合韻譜遺稿跋」(以下、陸氏「遺稿跋」と略称)であり¹⁾、その中の『素問』部分の具体的内容を初めて明らかにしたのは錢超塵『内経語言研究』である。『内経語言研究』中編「音韻」第三章「《内経》音韻研究の歴史回顧」において、錢氏は『素問新語易林合韻譜』に見える『素問』の合韻例103条を抄録し、『素問合韻譜』と名付けた²⁾。『素

問合韻譜』は『素問』の音韻に関する王念孫の業績を世に知らしめた重要な文献であるが、そこに含まれる合韻例103条の中には脱誤や誤写が想像されるものがある。しかし、それが脱誤であるか、誤写であるかなどの疑念を晴らすには王念孫の原本を見るほかはない。所用で訪中の折、北京大学を訪れて王念孫手稿本を調査し、予てからの疑念を解消するとともに新たな知見を得ることができた³⁾。以下、北京大学図書館古籍特蔵庫所蔵『王念孫手稿』(以下、北大『王念孫手稿』と略称)の素描、および上記二文献で語られることのない手稿本『素問新語易林合韻譜』の概要の記述を行い(但し、韻目については『素問』『新語』『易林』の全てを列挙)、その中の『素問』の合韻例について錢氏『素問合韻譜』との対比を軸に考察を行う。

I 北大『王念孫手稿』

北京大学図書館提供のデータによれば、北大『王念孫手稿』は外観形態が線装で53冊と136葉からなり、7函に分取される。調査の結果、線装

表1

北大『王念孫手稿』所収本の内題または外題		「陸氏調査書名」	
第1函 137葉(第33葉欠) 古音索隱	137葉(第33葉欠)		
第2函 2冊 疊韻転語	2冊		
第3函 11冊 詩経群經楚辭 西漢合韻 史漢	3冊(1~3) 3冊(4~6) 5冊(7~11)	詩経群經楚辭合韻譜 西漢合韻譜 史記漢書韻譜 史記漢書合韻譜	3冊 3冊 2冊 3冊
第4函 18冊 新語・素問・易林 易林通韻 易林韻	4冊(1~4) 5冊(5~9) 9冊(10~18)	素問新語易林合韻譜 易林合韻譜 易林韻譜	4冊 5冊 9冊
第5函 14冊 楚辭 文選 逸周書・國策・穆天子伝 周秦諸子合韻 周秦諸子合韻 周秦諸子韻譜	3冊(1~3) 5冊(4~8) 1冊(9) 3冊(10~12) 1冊(13) 1冊(14)	西漢(楚辭中)韻譜 西漢(楚辭中)合韻譜 西漢(文選中)韻譜 西漢(文選中)合韻譜 周書穆伝國策合韻譜 周秦諸子合韻譜 淮南子韻譜 周秦諸子韻譜	2冊 1冊 3冊 2冊 1冊 3冊 1冊 1冊
第6函 7冊 觀其自養齋尺餘録総目	7冊		
第7函 1冊 雅詁雜纂	1冊(未製本)		

は第2~6函所収の52冊であり、線装53冊に含まれるはずの第7函所収物は未製本の手稿が束ねられたもの、136葉とされる第1函所収物は各葉の裏に鉛筆書きされた葉次の末尾が第137葉であるが第33葉を欠いて136葉であることが判明した。各函所収の概要を表1の左欄に示した。書名は王念孫筆と思われる外題または内題による。これと異なる書名が鉛筆書きされるものがある。例えば、4冊から成る『新語・素問・易林』の外題には『新語・素問・易林』(第2冊)あるいは『新語・素問・易林合韻』(第1・3・4冊)と鉛筆書きされ、別紙には『新語・素問・易林合韻』と墨書される。

1930年前後、言語学者陸宗達は王念孫遺稿の整理に当たり、陸氏「遺稿跋」と「王石隴先生韻譜

合韻譜遺稿後記」(以下、陸氏「遺稿後記」と略称)を著した⁴⁾。陸氏「遺稿跋」冒頭には北大『王念孫手稿』中の韻譜・合韻譜の書名が見えるが、この陸氏「遺稿跋」冒頭に見える書名を「陸氏調査書名」と名づける。「陸氏調査書名」は北大『王念孫手稿』のような収蔵函による区別をせず、『王念孫手稿』第3函~5函所収の韻譜と合韻譜を二大別し、韻譜18冊を先に記し、合韻譜25冊を後に記す⁵⁾。「陸氏調査書名」を北大『王念孫手稿』の書名と対応するように表1の右欄に配した。表記に相違はあるものの、一例を除き、表の左右の書名が対応する。対応しない一例は下線を施した書名、即ち北大『王念孫手稿』第5函第13冊の『周秦諸子合韻』と「陸氏調査書名」の『淮南子韻譜』である。当該本の内容を調べると、『淮南子韻譜』

が内容に相応しい名称であることが分かった⁶⁾。北大『王念孫手稿』第5函第13冊の書名『周秦諸子合韻』は、鉛筆書きの外題であり、北京大学図書館収蔵時に書かれたもので、その際の誤記と想像できる。また調査により、「陸氏調査書名」の書名は書籍の内容をより正確に反映することも明らかになった。以上から、本稿は王念孫手稿本の韻譜・合韻譜の名称については、「陸氏調査書名」に従う。

Ⅱ 『素問新語易林合韻譜』について

1. 『素問新語易林合韻譜』の記述様式

北大『王念孫手稿』の第4函の第1～4冊が『素問新語易林合韻譜』である。この書は2韻または3韻の合韻韻目ごとに一葉を用い、合韻例を記述する。当然の事であるが記述は縦書きである。以下、合韻韻目「東蒸」を例に取り、『素問新語易林合韻譜』の記述様式を説明しよう。

図1の実線の巨郭は『素問新語易林合韻譜』の半葉を表す。辺欄・界格はない。版心の近く、かつ上辺の近くに合韻韻目「東蒸」を記す。合韻例の記述は、合韻具体例(例えば「容雄」)、書名(例えば「素問」)、出処(例えば「廿四之三」)の順に行く。同じ書に複数の合韻具体例があるときは、最初の合韻具体例以外は書名を省略する(例えば、「豊隆興」「雄東」など)。出処は『素問』『新語』は巻数と葉数で、『易林』は之卦名で示す⁷⁾。出処の記述には小字を使用する。同一合韻例に出処が二つある場合は、その合韻例の下に並べ書きする(例えば「同興」の下)。半葉の右から『素問』『新語』『易林』の順に記述する。合韻例が少なければ、出処の下部を余白とし、改行して次の書に移る。

『素問新語易林合韻譜』はこの様な記述様式の書であるから、『素問』の合韻例のみを取り上げて『素問合韻譜』と単著のごとく称することは好ましくない。だからと言って『素問新語易林合韻譜』をそのまま使用するのも気が引ける。本稿の主たる考察対象は『素問新語易林合韻譜』中の『素問』の合韻例であり、考察対象部分を本稿においては「素問合韻譜」と表記する。

東 蒸	容雄	素問	廿四之三
	從心興	新語	上之六
	重登公	易林	坤之師
	(以下、合韻六例を省略)		
	豊隆興		
	蒙之升		
	雄東		
	需之離		
	同興		
	益之震		

図1

2. 『素問新語易林合韻譜』の韻目

合韻とは古韻の分部の枠を越えて通韻することである。王念孫には2種類の古韻分部説があった。その一つは王念孫における比較的早期の古韻分部説で、『尚書』『毛詩』などの九経や『楚辞』における用韻例の検討により帰納した古韻21部説である。その韻目と用韻例は羅振玉輯『高郵王氏遺書』所掲の『詩経群經楚辞韻譜』に見え⁸⁾、また韻目は王引之『經義述聞』通説上「古韻廿一部」にも載せられており、その結果として人のよく知る所となった。その21部は東第1・蒸第2・侵第3・談第4・陽第5・耕第6・真第7・諄第8・元第9・歌第10・支第11・至第12・脂第13・祭第14・盍第15・緝第16・之第17・魚第18・侯第

表2 王念孫古韻22部韻目

	平声	上声	去声	入声
第1部	東			
第2部	冬			
第3部	蒸			
第4部	侵			
第5部	談			
第6部	陽			
第7部	耕			
第8部	真			
第9部	諄			
第10部	元			
第11部	歌			
第12部	支	紙	伎	錫
第13部			至	質
第14部	脂	旨	韜	術
第15部			祭	月
第16部				盍(合)
第17部				緝(輯)
第18部	之	止	志	職
第19部	魚	語	御	鐸
第20部	侯	厚	候	屋
第21部	幽	黝(有)	幼(黝)	毒
第22部	宵(蕭)	小	笑	葉

19・幽第20・宵第21である。

王念孫は晩年に孔広森『詩声類』の東部と冬部を分ける説に従い、古韻22部説を唱えるに至った⁹⁾。『素問新語易林合韻譜』においても古韻22部説に立脚する合韻が説かれているので、本項の記述に先立ち、陸氏「遺稿後記」中の「合韻譜凡二十五冊」に見える王念孫の古韻22部説の韻目を表2に示しておこう。なお、「合韻譜凡二十五冊」には古韻22部の韻目に関して、冒頭の古韻22部韻目表に記載される韻目と『詩経群經楚辭合韻譜』に基づいて「韻部通合例」を記述する際に使用される韻目とにおいて、部分的にはあるが二種類の異なる韻目が見える。『素問新語易林合韻譜』で使用される韻目は後者と一致するの

で、表2は後者に基づき、前者を参考として当該韻目の括弧の中に表示した。

さて、『素問新語易林合韻譜』に記載される韻目数は第1冊68、第2冊49、第3冊65、第4冊89であり、4冊合計で271韻目である。第1冊は東部・冬部・蒸部・侵部・陽部・耕部・真部・諄部・元部・歌部の順にその10部と他部との2部間の合韻を記述する(表3参照)。第2冊は先に東部・冬部・蒸部・侵部・陽部・耕部・真部・至部・脂部・祭部・緝部・之部・魚部・侯部の順にその14部と他2部との3部間の合韻を記述し、末尾に至部・緝部・之部の3部と他3部との4部間の合韻を記述する(表4参照)。第1冊と第2冊の合韻韻目の記載順は陸氏「遺稿後記」所載の古韻22部の韻目の記載順とほぼ同じである。第3冊と第4冊の韻目の排列は複雑である。第3冊は大きく見れば、之部・魚部・侯部・幽部の順に4部を含む。ただ、その4部の中での四声の排列は、例えば之部を取ると、之・止・志・職と四声順に韻目が排列された後に、再び之・止・志・職の順に排列されると言うような順序で並ぶ。これは韻目数の少ない幽部を除く魚部・侯部でも見られることである(表5参照)。第4冊は支部・至部・脂部・祭部・盍部・緝部の順に6部が先ず並ぶ。この6部においては、第3冊と同じような状況が見られる。その6部の後に之部の四声(3冊と同じような状況で並ぶ(表6参照)。以上、第1～第4冊に於ける韻目の排列の概要である。

なお、表3～6は『素問新語易林合韻譜』第1～第4冊の合韻韻目をすべて列挙するものである。表の左端の数字は整理番号として、合韻韻目の右の◎印は『素問』の合韻例があるもの示すために、それぞれ筆者がつけたものである。また、合韻韻目間の仕切線は王念孫古韻22部の区分を示す。ただ、表5「第三冊 合韻韻目」の第19部にはこれに合致しない仕切り線がある。表5の3-20魚侯から3-47鐸葉までは同じく第19部に属するものであるが、合韻韻目数が多い。第19部のすべてを仕切らずに第18部(3-01～3-19)の後、かつ第20部(3-48～3-58)・第21部(3-59～3-65)の前に排列することは表の排列表示に著しい不均衡を

表 3

第一冊 合韻韻目					
1-01	東冬	1-21	蒸侵◎	1-46	真諄◎
1-02	東蒸◎	1-22	蒸陽◎	1-47	真元◎
1-03	東侵	1-23	蒸耕◎	1-48	諄元◎
1-04	東談	1-24	蒸真	1-49	諄歌
1-05	東陽◎	1-25	蒸之	1-50	諄脂
1-06	東耕	1-26	蒸職	1-51	諄之
1-07	東真	1-27	侵陽	1-52	諄止◎
1-08	東元	1-28	侵耕	1-53	元歌
1-09	東之	1-29	侵真	1-54	元脂
1-10	東止	1-30	侵諄	1-55	元韜
1-11	東厚	1-31	侵元	1-56	元祭
1-12	東侯	1-32	侵止	1-57	元之
1-13	東勳	1-33	侵勳	1-58	元魚
1-14	冬蒸◎	1-34	陽耕◎	1-59	歌支
1-15	冬侵◎	1-35	陽真	1-60	歌紙◎
1-16	冬陽	1-36	陽諄	1-61	歌脂◎
1-17	冬耕◎	1-37	陽元	1-62	歌旨
1-18	冬真	1-38	陽魚	1-63	歌韜
1-19	冬諄	1-39	陽語	1-64	歌之
1-20	冬元	1-40	陽鐸	1-65	歌魚◎
		1-41	陽厚	1-66	歌語
		1-42	耕真◎	1-67	歌御◎
		1-43	耕諄	1-68	歌鐸
		1-44	耕元◎		
		1-45	耕枝		

表 4

第二冊 合韻韻目			
2-01	東冬陽	2-21	之魚侯
2-02	東冬耕	2-22	止語厚
2-03	東蒸魚	2-23	職鐸屋
2-04	東陽耕	2-24	之魚幽
2-05	東厚勳	2-25	止語勳
2-06	冬蒸陽	2-26	止語小◎
2-07	蒸陽耕◎	2-27	志御笑
2-08	侵真諄◎	2-28	職御笑
2-09	侵真元	2-29	職鐸葉
2-10	陽語幼	2-30	之侯幽
2-11	耕真元◎	2-31	止厚勳◎
2-12	耕諄元	2-32	職屋勳
2-13	真諄元◎	2-33	職屋毒
2-14	至韜職	2-34	職屋葉
2-15	質緝毒	2-35	之幽宵
2-16	質職屋	2-36	止勳笑
2-17	質職毒	2-37	職毒葉
2-18	旨御候	2-38	魚侯幽
2-19	月盍職	2-39	語厚勳
2-20	緝職屋	2-40	御候幼
		2-41	鐸屋毒
		2-42	侯幽宵
		2-43	厚幼葉
		2-44	質鐸屋毒
		2-45	緝職屋葉
		2-46	止語厚勳
		2-47	職鐸屋毒
		2-48	之魚侯宵
		2-49	止語勳小

生じる。この不均衡を避けるために魚・語・御・鐸が一巡する所で改行し、二巡以降との間に仕切線を入れた。

Ⅲ 「素問合韻譜」の内容

上述した錢超塵『内経語言研究』第三章「《内経》音韻研究的歴史回顧」所収の『素問合韻譜』

(以下、錢氏『合韻譜』と略称)と対比しながら「素問合韻譜」の調査・考察の結果を以下に述べる。なお、錢氏の指摘に拠れば、王念孫が『素問新語易林合韻譜』作成に当って使用した『素問』は顧從徳本系統のテキストである。これは、例えば表7の韻目「東蒸」、韻例「容雄」、出処「廿四之三」が顧從徳本24卷3葉の「雷公曰、臣悉尽意、

表5

第三冊 合韻韻目			
3-01	之幽◎	3-32	魚幽
3-02	止幽	3-33	魚幼
3-03	止黝◎	3-34	語幽
3-04	止幼	3-35	語黝◎
3-05	志幽	3-36	語幼
3-06	志黝	3-37	語毒
3-07	志幼	3-38	御幽
3-08	志毒	3-39	御幼
3-09	職幽	3-40	御毒
3-10	職黝	3-41	鐸毒
3-11	職幼	3-42	魚宵
3-12	職毒◎	3-43	魚笑
3-13	之宵	3-44	語小
3-14	止小◎	3-45	語笑
3-15	止藥	3-46	御笑
3-16	志宵	3-47	鐸藥
3-17	志笑	3-48	侯幽◎
3-18	職笑	3-49	侯黝
3-19	職藥	3-50	侯毒
3-20	魚侯◎	3-51	厚黝◎
3-21	魚厚	3-52	侯黝
3-22	魚候	3-53	屋黝
3-23	魚屋	3-54	屋毒◎
3-24	語侯	3-55	侯宵
3-25	語厚◎	3-56	厚小
3-26	語候	3-57	候笑
3-27	語屋	3-58	屋藥
3-28	御候◎	3-59	幽宵◎
3-29	鐸候	3-60	黝小◎
3-30	鐸候	3-61	黝笑
3-31	鐸屋◎	3-62	幼宵
		3-63	幼笑
		3-64	毒笑
		3-65	毒藥

表6

第四冊 合韻韻目					
4-01	錫質	4-32	旨祭	4-62	盍緝
4-02	支脂◎	4-33	靺祭◎	4-63	盍職
4-03	紙旨	4-34	靺月	4-64	盍鐸
4-04	伎脂	4-35	術月	4-65	盍屋
4-05	伎靺	4-36	術盍	4-66	盍毒
4-06	伎月	4-37	術緝	4-67	盍藥
4-07	錫祭	4-38	脂之	4-68	緝職◎
4-08	錫月	4-39	脂職	4-69	緝鐸
4-09	支之◎	4-40	旨之	4-70	緝屋
4-10	伎志	4-41	旨止	4-71	緝毒◎
4-11	錫止	4-42	旨職	4-72	之魚◎
4-12	錫職	4-43	靺止	4-73	之語◎
4-13	錫鐸◎	4-44	靺志	4-74	止魚
4-14	至脂	4-45	靺職	4-75	止語◎
4-15	至靺◎	4-46	術職	4-76	止御
4-16	質靺	4-47	脂魚	4-77	志御◎
4-17	質術◎	4-48	靺屋	4-78	職語
4-18	至月	4-49	術屋	4-79	職御
4-19	質月◎	4-50	脂幽	4-80	職鐸
4-20	質緝	4-51	旨黝	4-81	之侯
4-21	至志◎	4-52	靺黝	4-82	止厚◎
4-22	至職	4-53	靺笑	4-83	止候
4-23	質止	4-54	月盍	4-84	止屋
4-24	質志	4-55	祭之	4-85	志侯
4-25	質職	4-56	祭志	4-86	志候
4-26	至御	4-57	祭職	4-87	職厚
4-27	至鐸	4-58	月職◎	4-88	職候
4-28	質屋	4-59	月鐸	4-89	職屋
4-29	至黝	4-60	月毒		
4-30	質黝	4-61	月藥		
4-31	質毒				

表 7

韻目	韻例	出処	顧從徳本該当文
東蒸	容雄	廿四之三	臣悉尽意, 受伝経脈, 頌得從容之道, 以合從容, 不知陰陽, 不知雌雄。
東陽	傷壅從	十四之一	過之則内傷, 不及則生外壅, 壅則邪從之。
	明聰	十五之三	夫子之開余道也, 目未見其処, 耳未聞其数, 而目以明, 耳以聰矣。
	陽明工	廿三之八	粗工治之, 亟刺陰陽, 身体解散, 四肢轉筋, 死日有期, 医不能明, 不問所発, 唯言死日, 亦為粗工。
	通明	同上	凡此五者, 皆受術不通, 人事不明也。
冬耕	静宗	廿二之十五	各安其氣, 必清必静, 則病氣衰去, 歸其所宗, 此治之大体也。
真元	薪完堅	四之五	必以稻米, 炊之稻薪, 稻米者完, 稻薪者堅。
	完堅	同上	此得天地之和, 高下之宜, 故能至完, 伐取得時, 故能至堅也。
	遠曠勻變	八之四	人有虚実, 五虚勿近, 五実勿遠, 至其当発, 間不容釐, 手動若務, 針耀而勻, 静意視義, 觀適之變。
	元天元旋	十九之三	太虚廖廓, 肇基化元, 万物資始, 五運終天, 布氣真靈, 摠統坤元, 九星懸朗, 七曜周旋。
歌脂	機亘	廿二之廿六	岐伯曰, 審察病機, 無失氣宜, 此之謂也。
歌魚	加多過無	廿之十二	夫德化政令災變, 不能相加也。勝復盛衰, 不能相多也。往来小大, 不能相過也。用之升降, 不能相無也。
止黠	理事久殆宝	廿三之一	而道上知天文, 下知地理, 中知人事, 可以長久, 以教衆庶, 亦不疑殆, 医道論篇, 可伝後世, 可以為宝。
	理道	廿三之二	陽言不別, 陰言不理, 請起受解, 以為至道。
支之	嗜知	廿二之廿三	粗工嗜嗜, 以為可知, 言熱未已, 寒病復始,
質月	溢熱	十五之九	榮衛稽留, 衛散榮溢, 氣竭血著, 外為發熱, 内為少氣, 疾写無怠, 以通榮衛, 見而写之, 無問所会。

受伝経脈, 頌得從容之道, 以合從容, 不知陰陽, 不知雌雄」に合致することから確認できる。

れたと推測する。

1. 錢氏『合韻譜』における字句の脱落

(i) 韻目・韻例・出処の脱落

錢氏『合韻譜』には表7の16条の韻目・韻例・出処が脱落する。脱落箇所の韻例を含む原文を顧從徳本当該葉から引用し, 表の右側に示した。下線は合韻字を示す。

脱落数が多すぎる気がしないでもないが, 原因は錢氏の見落としによるものであろう。見落としの理由として, 本書が研究者から殆ど注目されなかったことが考えられる。人目に触れることが長期間なかったために, 隣り合う二枚の葉子が密着して容易に離れず, 一枚の葉子と認識され, 扱わ

(ii) 韻例・出処における脱落と付加

錢氏『合韻譜』序号46は韻目が「真諄元」, 韻例が「堅貧神」, 出処には卷数・葉数の記載なく注番号②のみを記載する。注②は「原稿未写出処, 経査未詳出自何篇」という。序号46に対応する「素問合韻譜」には韻目「真諄元」, 韻例「貧攣神」, 出処「廿三之七」とあり, 顧從徳本23卷7葉には「始富後貧, 雖不傷邪, 皮焦筋屈, 痿躄為攣, 医不能斂, 不能動神, 外為柔弱, 乱至失常, 病不能移, 則医事不行, 此治之四過也」という一文がある。王念孫に誤りは無い。錢氏『合韻譜』は「素問合韻譜」の韻例において「攣」を脱落し, 出処については上記注②の理由により記述しない。の

みならず、手稿本の韻例にない「堅」を加えている。23巻7葉で「始富後登」以前に「堅」字はない。銭氏の誤りが何に由来するか定かではない。

(iii) 韻例における脱落と付加

①銭氏『合韻譜』序号13, 韻目「陽耕」, 韻例「長政衛生藏」, 出処「廿之十七」

これに対応する「素問合韻譜」の韻例は「長政衛生長藏」である。顧從徳本20巻17葉に「伏明之紀, 是謂勝長, 長氣不宣, 藏氣反布, 収氣自政, 化令迺衡, 寒清数挙, 暑令迺薄, 承化物生, 生而不長, 成実而稚, 遇化已老, 陽氣屈伏, 蟄虫早藏」とあり, 序号13の韻例は「生」「藏」間の「長」字を欠く。理由は韻例冒頭に「長」が既出するためであろうか。銭氏『合韻譜』序号17, 韻目「陽耕」の韻例は「陽并藏陽」, 序号19の韻目「耕真」の韻例は「陳生榮庭形生」, これ以外にも同じ文字が韻例に重出する例が数例存在する。とすると, 序号13の韻例は後の「長」字を脱誤したものと推定できる。

②銭氏『合韻譜』序号45, 韻目「真諄元」, 韻例「寒温散潤緩奕」, 出処「廿二之十五」

対応する「素問合韻譜」の韻例は「寒温散潤緩奕堅」である。顧從徳本22巻15葉に「治諸勝復, 寒者熱之, 熱者寒之, 温者清之, 清者温之, 散者収之, 抑者散之, 燥者潤之, 急者緩之, 堅者奕之, 脆者堅之, 衰者補之, 強者写之」とあり, 序号45の韻例は末尾に「堅」を欠く。脱誤であろう。ここで触れておきたいことがある。銭氏『合韻譜』で序号45は, 上記(ii)「韻例・出処における脱落と付加」で取り上げた序号46の直前に位置する。序号46の韻例には本来存在しない「堅」が加わっていた。「堅」は序号45に対応する「素問合韻譜」の韻例では末尾, 序号46の韻例では冒頭に位置する。この情報のみに注目すれば, 前号末尾の「堅」を次号冒頭に書き誤ったとも想像できる。しかし, ある序号の末尾で欠落し, 次の序号の冒頭で増加することは, 手稿本の記述様式において韻例の文字の後には出処が続くことから, 手稿本を見誤ったとは考えにくい。銭氏が草稿を整理する段階で生じた手違いであろうか。

③銭氏『合韻譜』序号55, 韻目「止黝」, 韻例「右裏使市母福咎」, 出処「十四之三」

「素問合韻譜」の韻例は「右裏使市母咎」であって「福」がない。顧從徳本14巻3葉は「肝生於左, 肺藏於右, 心部於表, 腎治於裏, 脾為之使, 胃為之市, 鬲胃之上, 中有父母, 七節之傍, 中有小心, 從之有福, 逆之有咎」であり, 「母」「咎」間に「福」がある。王念孫『古韻譜』巻下「之」第17には『毛詩』楚茨一章の「棘稷翼億食祀侑福」, 同四章の「祀食福式稷救極億」, 大田四章の「祀黑稷祀福」, 旱麓四章の「載備祀福」が見える。「之」部の韻例として上声「祀」と入声「福」が併記されることから, 韻目「止黝」の韻例に「福」を挙げることは妥当な措置としての可能性がある。「福」を挙げるのが妥当とすれば, 王念孫が「福」を採取し忘れたか, 書き落としかが原因であろう。ただ, 王念孫に責を帰する前に合韻譜の構造を再確認する必要がある。

韻譜は『古韻譜』の引用例から分かるように, 同じ部であれば平・上・去・入の四声を問わず同韻とする。これに対して, 合韻譜は古韻22部の部を基準とするのではなく, 部の中の四声の異同を基準とする。序号55, 韻目「止黝」は『素問新語易林合韻譜』の第3冊に収められているが, 「止黝」(表5・3-03)の前の韻目は「止幽」(同3-02), 後の韻目は「止幼」(同3-04)である。「幽」「黝」「幼」はみな古韻22部において第21部「幽」に所属する。従って, 四声の違いを考慮しない場合には韻目「止幽」一つで十分であり, その韻目の下に「止」と合韻する「幽」「黝」「幼」を集めればよく, 「止幽」「止黝」「止幼」の三合韻韻目を立てる必要はない。同様の例は上記表3~表6に頻出することにより, 四声の異同を基準にして合韻韻目を立てることが王氏合韻譜の定型であると理解できる。王氏合韻譜がこの様な定型であり, 右・母・咎が黝韻¹⁰⁾, 裏・使・市が止韻であることにより, 手稿本の韻目「止黝」には「止」の入声である「福」を含めなかったと推測できる。

なお, 本件に関連する考察を下文の「2. 銭氏『合韻譜』における字句の異同 (iii) 出処の異同 ②銭氏『合韻譜』序号57」に述べた。

④錢氏『合韻譜』序号68, 韻目「御候」, 韻例「処度路忤布故去写」, 出処「八之十」

対応する「素問合韻譜」の韻目は「御候」, 韻例は「処度候路忤布去写」で, 序号68と比べて韻目に「候」と「侯」との違いがあり, 韻例には「候」が加わり, 一方で序号68が記載する「故」がない。顧從徳本8巻9~10葉に「其至寸口中手也, 時大時小, 大則邪至, 小則平, 其行無常処, 在陰与陽, 不可為度, 從而察之, 三部九候, 卒然逢之, 早退其路, 吸則内針, 無令氣忤, 静以久留, 無令邪布, 吸則轉針, 以得氣為故, 候呼引針, 呼尽乃去, 大氣皆出, 故命曰写」とある。「候」の韻は「素問合韻譜」の韻目と一致し, 「素問合韻譜」が韻例に含めるのは当然のことである。序号68は韻目を「御候」とするために韻例に「候」を取らなかったとすれば, 前条で「之」部の合韻として入声の「福」を取り上げたことと矛盾する。また, 『古韻譜』巻下「魚」第18に「処」「度」「路」「布」「故」「去」「写」が見え, 「忤」は見えないが「午」「許」「滸」が見える。とすると, 韻例に「候」を含めないと, 韻目の「候」に対応する文字がなくなる。従って序号68の韻例に「候」を含めないのは, 序号68の記述を不合理なものとすることになる。それ故, 序号68が韻例に「候」を含めないのは, 錢氏の記入に際しての誤りであろう。

「故」が加えられていたことに関しては, 上記『古韻譜』巻下魚18所収の「度」「路」「忤」「布」「写」と同じく去声11暮韻に配され, 「処」「去」は去声9御韻に配されて, 王念孫の古韻22部においては第19部「魚」の御韻に含まれる。同様に「故」も「御」の韻例として含むべきと考える。王念孫が韻例に含めなかった理由として考えられるのは, 一つには「故」下で句読を打つように読まなかったことがあり, また一つには抄録或いは筆写する際の手違いである。二つの内のいずれであるか, 或いは他の理由であるか, 不明である。

⑤錢氏『合韻譜』序号84, 韻目「質術」, 韻例「至失物」, 出処「八之四」

「素問合韻譜」の韻例は「至失一物」で「一」が多い。顧從徳本8巻4葉には「経氣已至, 慎守

勿失, 深淺在志, 遠近若一, 如臨深淵, 手如握虎, 神無營於衆物」とあり, 「一」がある。「一」は質韻であり, 『古韻譜』巻下「至」第12にも見えるから, この韻例には当然含まれるものである。序号84の韻例が「一」を欠く理由は見落とし或いは書き忘れてであろう。

⑥錢氏『合韻譜』序号103, 韻目「止厚」, 韻例「理裏理殆府」, 出処「廿三之八」

「素問合韻譜」の韻例は「理裏理殆理府」でさらに「理」がある。顧從徳本23巻8葉は「治病之道, 氣内為宝, 循求其理, 求之不得, 過在表裏, 守数拋治, 無失俞理, 能行此術, 終身不殆。不知俞理, 五藏苑熟, 癰發六府」と「理」を三字そろえる。序号103が三字目の「理」を欠く理由は書き落としであろう。

2. 錢氏『合韻譜』における字句の異同

(i) 韻目の異同

①錢氏『合韻譜』序号82, 韻目「質韜」, 韻例「致利氣」, 出処「十七之二」

「素問合韻譜」の韻目は「至韜」である。韻例の「致」「利」「氣」はすべて去声である。従って, 韻目は入声韻「質」ではなく, 「質」と同じ第13部去声の「至」に作るべきである。なお, 『素問新語易林合韻譜』第4冊において, 「至韜」(表6・4-15)の直後に韻目「質韜」(同4-16)が続いている。このことから錢氏『合韻譜』の韻目「質韜」が誤りであることが分かる。

②錢氏『合韻譜』序号88, 韻目「質志」, 韻例「秘治」, 出処「一之十九」

「素問合韻譜」の韻目は「至志」。前項①序号82の場合と同じ理由で「至」に作るべきである。

(ii) 韻例の異同¹¹⁾

①錢氏『合韻譜』序号81, 韻目「錫職」, 韻例「脈易」, 出処「廿三之七」

「素問合韻譜」の韻例は「脈息」である。「易」「息」ともに錫部であるが, 顧從徳本23巻7に「易」字はなく, 『素問』の他の部分にも「脈」と合韻するような「易」は見あたらない。同本23巻7葉に「嘗富大傷, 斬筋絶脈, 身体復行, 令沢

不息」とあり、韻例はこれを指すものと推定できる。錢氏が「息」を「易」と読み誤ったものであろうか。

(iii) 出処の異同

①錢氏『合韻譜』序号1, 韻目「冬蒸」, 韻例「降興」, 出処「十六」

「素問合韻譜」の出処は「廿之十六」である。錢氏『合韻譜』は出処「十六」に対して「考卷十六無降興合韻句, 卷二十《五常政文大論》有“雨時降, 風雨并興”句, 王氏所写之出処有誤, 当作二十之十六, 云々」と注記する。顧從徳本20巻16葉には確かに「涼雨時降, 風雲並興」とある。改めて手稿本の出処を見ると「廿之十六」に正しく作っている。ただ、出処4字の前半「廿之」が縦書きで一字の様に見え、錢氏はこれを誤記などと理解し、「十六」だけを抄録したものであるまいか。

②錢氏『合韻譜』序号57, 韻目「止黝」, 韻例「道葆起各理市巧道海晦」, 出処「廿三之十」

「素問合韻譜」の出処は「廿三之一」である。顧從徳本23巻10葉に「治数之道, 從容之葆, 坐持寸口, 診不中五脈, 百病所起, 始以自怨, 遺師其咎。是故治不能循理, 棄術於市, 妄治時愈, 愚心自得。嗚呼, 窈窈冥冥, 熟知其道。道之大者, 擬於天地, 配於四海, 汝不知道之論, 受以明為晦」とある。従って、出処の記述は序号57が正しい。

ところで、「素問合韻譜」と錢氏『合韻譜』がともに韻例に挙げる「巧」は『素問』本文に見えない。「妄治時愈, 愚心自得」下の新校正に「按全元起本自作巧。太素作自功」とある。王念孫はこれを根拠に「自得」を「自巧」と判断したと推定する。「巧」は『古韻譜』巻下「幽」第20に見え、「黝」韻である。顧從徳本のもともとの表記「得」は『古韻譜』巻下「之」第17に見え、「之」部の入声である。『古韻譜』巻下「之」第17において、「得」と「之」部平声の「来」との押韻例が挙げられ、「得」とではないが他の「之」部入声字と押韻する「之」部上声の「止」, 「之」部去声の「再」などの例も見られる¹²⁾。『古韻譜』の例から推せば、韻目「止黝」の韻例に「得」を加

えることは問題ないと考える。しかし、前章「(iii) 韻例の脱落と付加」, ③錢氏『合韻譜』序号55)において、合韻譜は構成の基準が韻部ではなく、韻目であるために『古韻譜』と一致しない部分があることを指摘した。道・葆・咎は黝韻, 起・理・市・海・晦¹³⁾は止韻であり、ここに入声字が入ることは合韻譜の体例から外れるので、「黝」韻の「巧」を採用したと推定する。上記錢氏『合韻譜』序号68において入声「福」を取らず、この序号57においても入声「得」を捨てて「巧」を取ったことは、王念孫が合韻譜において四声を基準とする韻目の異同に基づき合韻か否かを判断する原則に忠実に従った結果であり証拠であると考える。

③錢氏『合韻譜』序号71, 韻目「鐸屋」, 韻例「足格」, 出処「十四之七」

「素問合韻譜」の出処は「廿四之七」に作る。序号71の出処「十四之七」には注があり、「当云十三之九」といい、大奇論の「脈至如横格, 是胆氣予不足也」を引く。顧從徳本大奇論の当該葉には確かに当該の一文がある。しかし、「素問合韻譜」の出処「廿四之七」に従って顧從徳本を調べると、24巻7葉に「起所有餘, 知所不足。度事上下, 脈事因格」の一文がある。つまり、「素問合韻譜」も錢氏『合韻譜』序号71も正しい。顧從徳本13巻9葉の「足」「格」は王念孫が見落とし、24巻7葉の「格」「足」は錢氏が見落とししたものであろう。

④錢氏『合韻譜』序号73, 韻目「侯幽」, 韻例「枢浮」, 出処「一之十五」

「素問合韻譜」の出処は「一之十」に作る。顧從徳本1巻10葉に「枢」「浮」と合韻する文はない。1巻15葉に「因於寒, 欲如運枢, 起居如驚, 神氣乃浮」とある。王念孫が「五」を書き忘れたと推測する。

⑤錢氏『合韻譜』序号74, 韻目「厚黝」, 韻例「後道」, 出処「廿二之廿七」

「素問合韻譜」の出処は「廿二之廿八」に作る。顧從徳本22巻28葉に「後」「道」の合韻は見えないが、1葉前の22巻27葉左に「帝曰, 非調氣而得者, 治之奈何, 有毒無毒何先何後。願聞其道」

とある。序号74の出処が正しく、手稿本は28葉右と向かい合う27葉左にあったため、1葉間違えて記述したと考えられる。

3. その他

①錢氏『合韻譜』序号37, 韻目「歌紙」, 韻例「提離」, 出処「廿四之三」

韻目・韻例・出処ともに「素問合韻譜」と同じである。ただ、錢氏『合韻譜』の韻例「提離」に注が付き、「按《陰陽類論》：“腕下空竅，堤閉塞不通，四支別離”是“堤”字下屬為句，王氏句誦誤」という。顧從徳本24卷3葉に「二陰一陽，病出於腎，陰氣客遊於心腕下空竅堤閉塞不通，四支別離」とあるが、「陰氣客遊於心腕下空竅堤閉塞不通」の句誦が問題となっている。この箇所に關する諸家の注釈を見てみよう。

当該箇所王冰注の中の「陰氣客遊於心也。……然空竅陰客上游，胃不能制。胃不能制，是土氣衰。故腕下空竅皆不通也。言堤者，謂如堤堰不容泄漏」から、問題の箇所は「陰氣客遊於心，腕下空竅堤，閉塞不通（陰氣 心に客遊し，腕下の空竅堤のごとくし，閉塞して通ぜず）」或いは「陰氣客遊於心，腕下空竅，堤閉塞不通（陰氣 心に客遊し，腕下の空竅，堤のごとく閉塞して通ぜず）」と読める。

馬蒔『素問註証發微』中の「其病出于腎脈，而少陰之氣客遊于心腕之下」と「陰氣上游，胃不能制，腸胃空竅，陰氣為隄，閉塞不通」から、読みは「陰氣客遊於心腕下，空竅堤，閉塞不通（陰氣 心腕の下に客遊し，空竅に堤たりて，閉塞して通ぜず）」となる。

『素問』呉崑注の中の「腎病則氣逆而上實於心腕下之空竅，如堤防之橫塞胸中不得通泰」或いは「腎病則氣逆而上，實於心腕下之空竅，如堤防之橫塞，胸中不得通泰」に拠れば、「陰氣客遊於心腕下空竅，堤閉塞不通（陰氣 心腕下の空竅に客遊し，堤の閉塞するがごとく通ぜず）」と読むことになる。

張介賓『類經』卷13「疾病類」陰陽貴賤合病の中の「故陰氣盛，則客遊於心腕也。陰邪自下而上，陽氣不能下行。故下焦空竅，若有隄障，而閉

塞不通」に拠れば、「陰氣客遊於心腕，下空竅堤，閉塞不通（陰氣 心腕に客遊し，下の空竅 堤あるがごとく，閉塞して通ぜず）」と読む。

張志聡『素問集注』の中の「空竅，謂汗空。乃肺主之毛竅，如水不隨氣而運行于膚表，則空竅閉塞不通矣。堤，所以防水者也。水不滲入於土中之理路，則堤閉塞不通，而四支不能受氣于中土矣」に拠れば、「陰氣客遊於心腕下，空竅堤閉塞不通（陰氣 心腕の下に客遊し，空竅は堤の閉塞して通ぜず）」と読む。

高世忞『素問直解』の中の「空竅，汗孔之竅也。堤，猶路也。少陰少陽相合，陰勝其陽，故病出於少陰之腎。少陽三焦之脈，散絡心包，出於胃腕。今少陽之氣，客遊於心腕下。是陰客於陽，水勝其火，致三焦不能出氣以溫肌腠，一似空竅之路，閉塞不通。故曰，空竅堤，閉塞不通也」に拠れば、「陰氣客遊於心腕下，空竅堤，閉塞不通（陰氣 心腕の下に客遊し，空竅の堤 [みち]，閉塞して通ぜざるがごとし）」と読む。

多紀元簡『素問識』は「馬，心腕下句，空竅堤句。……高云，空竅・汗孔之竅也，堤，猶路也，……今少陰之氣，客遊於心腕下，是陰客於陽，水勝其火，致三焦不能出氣以溫肌腠，一似空竅之路，閉塞不通。吳，陰氣以下十字句，堤閉塞不通五字句。……張同，堤下為句。簡按王，陰氣客遊於心句，腕下空竅句。今攷文義，高注似是。但堤字注未穩，當從旧注」と言う。「陰氣客遊於心腕下，空竅堤，閉塞不通（陰氣 心腕の下に客遊し，空竅の堤，閉塞して通ぜざるがごとし）」と読むのであろう。

森立之『素問攷注』の中の「陰氣即水氣也，水氣專結在膈上，此水宜流通下焦，今上逆結于此，故云陰氣客遊於心腕下，心腕下者即食咽之当心腕之下，亶中是也，此処水飲滲出聚合之地也，空竅如堤閉塞不通者，言不啻前後二竅，全身毛孔亦氣閉不通也」に拠れば、「陰氣客遊於心腕下，空竅堤閉塞不通（陰氣 心腕の下に客遊し，空竅は堤の閉塞して通ぜざるがごとし）」と読む。

以上、『素問』の著名な注釈を見てきたが、他を追隨を許さぬほど卓越した注釈は見あたらない。つまり、句点の位置が「堤」の前か、「堤」

の後かに関する決定的な根拠は見いだせない。従って、銭氏『合韻譜』が根拠を示さずに上記の注のごとき決定をするのは勇み足ではなからうか。この「堤」のように、注釈家によって異なる句読の是非を判断する場合には、伝統医学的観点とは無縁の音韻的観点からの視点を加えることで、判断に関する合理的な根拠の一つを提供できると考える。

②銭氏『合韻譜』序号44、韻目「真諄元」、韻例「神神聞先言見昏雲神原存」、出処「八之八」

「素問合韻譜」の韻目、韻例、出処は序号44と同一である。ただ、顧從徳本8巻8葉には「岐伯曰、請言神、神乎神、耳不聞、目明、心開而志先、慧然独悟、口弗能言、俱視独見、適若昏、昭然独明、若風吹雲、故曰神。三部九候為之原、九針之論不必存也」とあり、「霧」を「雲」に作る。「霧」は「雲」と同じ「諄」韻で、韻の観点からは「霧」に問題はない。しかし、王念孫が「霧」に作り、銭氏もこれに従い、注も付けない理由は何か。

この一文は『素問』八正神明論に見える。同文が『太素』巻24本神論および『針灸甲乙經』巻5「針道」第4に見えるが、『素問』と同じく「雲」に作る。「若風吹雲」に似る表現「若風之吹雲」が『靈樞』九針十二原に見え、同文が『太素』巻21「九針要道」および『針灸甲乙經』巻5「針道」第4に見えるが、やはり「雲」に作る。一方、『素問』『靈樞』において「霧」は、顧從徳本20巻23五常政大論に「其德凝慘寒霧」、六元正紀大論21巻28葉に「寒霧結為霜雪」、同編21巻31葉に「太陽所至為寒霧」と見える。三例ともに「寒霧」と熟し、出処は所謂運氣七篇である。六元正紀大論21巻28葉の王冰注は「霧、音紛。寒霧、白氣也。其狀如霧、而不流行、墜地如霜雪、得日晞也」という。「霧」一字ではなく、「寒霧」と熟す用例であるが、『素問』の「霧」は「若風吹雲」の「雲」に似つかわしくない。「吹霧(吹氛)」と熟す用例も著名な古典には存在しないようである。結局のところ、「若風吹雲」を「若風吹霧」に作る理由は目下のところ不明である。不明であることはやむを得ないが、文字の異同があることは注記すべきである。

おわりに

銭超塵氏の『素問合韻譜』に因って衆目の見る所となった王念孫手稿「素問合韻譜」は『素問』の言語学的側面からの研究に大きな拠り所を与えるものであった。本稿はその原本『素問新語易林合韻譜』を実見し、『素問新語易林合韻譜』の概要を明らかにし、銭氏『素問合韻譜』との対比・考察を通じていくつかの点を明らかにした。

(i)『素問新語易林合韻譜』の記述様式、韻目の実際の排列、韻目の排列から王念孫の韻譜と合韻譜の相違。

(ii)手稿本「素問合韻譜」に対して銭氏『素問合韻譜』は次の諸点が脱落・付加する。

①韻目・韻例・出処の全てを脱落するものが16条ある。

②韻例・出処の二項目における脱落と、出処一項目の付加が併存するものが1条ある。

③韻例の脱落が4条、付加が1条、脱落と付加の併存が1条ある。

④脱落・付加に関して、脱落は全て銭氏に原因がある。付加二例の内1条は王念孫の句読に由来するか、あるいは採取ないし記入の誤りに原因があると推測する。もう1条の付加は銭氏の誤解が原因の誤りであると考えられる。

(iii)手稿本「素問合韻譜」に対して銭氏『素問合韻譜』は次の諸点で字句の異同がある。

①韻目の異なるものが2条あり、2条ともに銭氏の誤解が原因であると考えられる。

②韻例の異なるものが1条あり、原因は銭氏の誤読よると推測する。

③出処の異なるものは5条あり、その原因に王念孫が関わるのは4条、銭氏が関わるのは2条である。5条のうち1条は同一韻例に対して王念孫と銭氏がそれぞれ異なる出処を提示するがどちらも正しく、その一方で双方に相手の提示した韻例を脱落するという誤りが見られる。

④出処の文字の異同5条のうち、一例は手稿本と銭氏『合韻譜』字句の異同以外の事例も含むので、それに関しては次の(iv)でまとめる。

(iv)上記(ii)(iii)以外のもので、手稿本と銭氏

『合韻譜』は同一記述であるが、問題をはらむものが3条(内1条は出処の字句の異同に含まれるもの)ある。

①王念孫が韻例とするものを、錢氏が句読から見て韻例に含むべきではないとするものについて、歴代の著名な『素問』の注釈を取り上げたが、当該箇所句読について多様な読みが存在した。つまり当該箇所において決定的に正しいと判断できる句読は存在しない。このような場合には音韻的考察から得られた句読を否定的に扱うよりは、肯定的に扱う方が学問的には正しい扱いと考える。句読に関わる押韻の一種である合韻は実証的研究によって導き出された結果に基づくもので、主観的要素が混在しやすい読みに客観性を与え得るからである。

②『素問』原文の文字を改めていると考えられる例が二例ある。一例は林億等の新校正の指摘を根拠として合韻韻目に合致させているものである。この例の検証を通して示されたことは、王念孫の韻譜と合韻譜の相違を明確に認識することの重要性である。

もう一例は『素問』原文の文字とは同韻であるが異なる文字を使用するものである。王念孫が使用した文字は『素問』『靈樞』中に用例が少ないばかりでなく、その文字と別の一字を連続する用例も古典文献中には少ないものである。この一例に関しては現段階では何も明らかになっていない。

以上、本稿における考察のまとめを述べた。陸氏や錢氏の言語学的研究がなければ、『素問』に関する王念孫の業績に触れる機会は無かったと言える。先達に深い感謝の意を捧げたい。

注

- 1) 陸宗達「王石臚先生韻譜合韻譜遺稿跋」、『陸宗達語言学論文集』1~10(北京,北京師範大学出版社,1996年)。
- 2) 「王念孫“素問合韻譜”」,錢超塵『内経語言研究』239~242(北京,人民衛生出版社,1990年)。錢氏は表形式の合韻譜の題名を“素問合韻譜”とするが、その説明文の中では《素問合韻譜》の名称を使用する。本稿においては《素問合韻譜》を表示する場合、

日本の表記『素問合韻譜』を使用する。『内経語言研究』は『内経』を言語学的アプローチから総合的に研究した成果であって、『内経』の研究に極めて有益な文献であることを付記する。

- 3) 北京大学図書館古籍特蔵庫所蔵『王念孫手稿』の閲覧・調査にあたり、中国社会科学院歴史研究所教授王震中博士および元北京大学図書館副館長張玉範女史に紹介の労を取って頂いた。記して両氏に深謝の意を表するものである。
- 4) 「王石臚先生韻譜合韻譜遺稿後記」は注1)所掲『陸宗達語言学論文集』11~44所収。
- 5) 「陸氏調査書名」の記載順は次の通りである。
周秦諸子韻譜 一冊。西漢(楚辞中)韻譜 二冊。西漢(文選中)韻譜 三冊。淮南子韻譜 一冊。易林韻譜 九冊。史記漢書韻譜 二冊。
以上韻譜都十八冊(遺稿中詩経群経楚辞韻譜已由羅叔言氏刻入高郵王氏遺書中)。
詩経群経楚辞合韻譜 三冊。周秦諸子合韻譜 三冊。周書穆伝国策合韻譜 一冊。西漢合韻譜 三冊。西漢(楚辞中)合韻譜 一冊。西漢(文選中)合韻譜 二冊。素問新語易林合韻譜 四冊。易林合韻譜 五冊。史記漢書合韻譜 三冊。以上合韻譜都二十五冊。
- 6) 本件に関して確認の労をお願いした北京外国語大学・日語專家の原誠士君に記して感謝の意を表したい。
- 7) 合韻韻目「東蒸」の雛形に記載した『新語』と『易林』の出処は次の通りである。
『新語』從応興:術事第二「故性藏於人,則氣達於天,纖微浩大,下学上達,事以類相從,声以音相応,道唱而德和,仁立而義興」。
『易林』重登公:坤之師「皇陸九重,絶不可登,謂天蓋高,未見王公」。豐隆興:蒙之升「天福所豊,兆知飛龍,成予得志,六二已興」。雄東:需之離「鵠思其雄,欲隨鳳東,順理羽翼,出次日中,須留北」。同興:需之震「卷舌遁世,仁德不舍,三聖攸同,周家茂興」および益之隨「卷領遁世,仁德不害,三聖攸同,周国茂興」。
- 8) 羅振玉輯『高郵王氏遺書』には何種類かの版本があり、『詩経群経楚辞韻譜』を『毛詩群経楚辞古韻譜』あるいは単に『古韻譜』とするものがあるが、同じものである。
- 9) 陸氏「遺稿後記」29~30「合韻譜凡二十五冊」,および陳新雄「王氏之合韻説」,『古音学発微』309~313(台北,文史哲出版社,1975年)参照。
- 10) 「母」は『廣韻』『集韻』ともに上声45厚韻に配され、『廣韻』『集韻』の韻目と古韻22部の韻目が完全に一致するのであれば、「母」は第20部「厚」となる。しかし、音韻の歴史的な変化により一致しない部分があり、「母」もそのような例に含まれ、「黠」韻として扱われている。

11) 錢氏『合韻譜』序号42, 韻目「侵真諄」, 韻例「真神針聞先人」, 出處「八之四」に対応する「素問合韻譜」の韻例は「真神針聞先人」と読める。顧從徳本8巻4葉には「凡刺之真, 必先治神, 五藏已定, 九候已備, 後乃存針, 衆脈不見, 衆凶弗聞, 外内相得, 無以形先, 可玩往来, 乃施於人」とある。手稿本の文字の書体は草書が大半, 行書が2~3割, 楷書は1割程度である。王念孫は「聞」と書いたつもりが, 読み手には「聞」と見える可能性がある。韻から見れば「聞」は諄韻, 「聞」は元韻であって, ここの韻目

「侵真諄」には合致しない。従って「聞」の草書が「聞」に読めるという可能性が高い。「聞」と読んだ責任は本稿筆者にあるので参考までに注記する。

12) 『孟子』滕文公上所引放勳言「来直翼得徳」, 『毛詩』抑八章「徳止賊則」, 『楚辭』惜往日「佩好代意置載備再識」。

13) 「晦」は『廣韻』『集韻』で去声18隊に配され, それを王氏古韻22部に対応させると第18部「之」の去声「志」となる。注10)と同様の理由で, 「止」韻として扱われているものであろう。

Wang Niansun's "Rhyming Table of Suwen, Xinyu & Yilin" (王念孫『素問新語易林合韻譜』) and Qian Chaochen's "Rhyming Table of Suwen" (錢超塵『素問合韻譜』)

Katsu HAYASHI

Daito Bunka University, Department of Literature

Even though the textual criticism in the Qing dynasty (清朝) took great efforts to correct the understanding of the texts of Chinese Classics, it didn't work well outside of the old Chinese scripture, which is main object of Chinese Classics. Thus, "Rhyming table of Suwen, Xinyu & Yilin" (『素問新語易林合韻譜』), written by Wang Niansun (王念孫) who was a great scholar of textual criticism in Qing dynasty, is an extremely important document for researches of "Suwen" (『素問』). The "Rhyming Table of Suwen, Xinyu & Yilin" has not been published, but only the part concerning "Suwen" was made public by "Linguistic Researches for Neijing" (『內經語言研究』), which was written by Qian Chaochen (錢超塵). Last year, I investigated "rhyming table of Suwen, Xinyu & Yilin" in the Beijing University Library. In this paper I publish all the rhyming items of the "Rhyming Table of Suwen, Xinyu & Yilin". And I compare the "Rhyming Table of Suwen" (『素問合韻譜』), which is extracted from the "Rhyming Table of Suwen, Xinyu & Yilin", with "Linguistic Researches for Neijing" and then I clarify the differences between the two. Also, I consider the reason for their differences.

Key words: Wang Niansun (王念孫), phonology, "Suwen" (『素問』), rhyming table, Qian Chaochen (錢超塵)